

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	細街路拡幅整備事業	部課名	防災都市づくり部建築課	課長名	中山
		担当者名	上村	内線	2844
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	細街路拡幅整備助成費（01-01-02） 細街路拡幅整備事務費（01-01-03）				
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	59年度	根拠	建築基準法、東京都建築安全条例
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区細街路拡幅整備要綱
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	環境先進都市[]			
	政策	良好で快適な生活環境の形成[08]			
	施策	快適な住環境の形成[08-02]			
目的	建築物の新築や建替え等の際に、建築主及び拡幅可能な敷地の土地所有者の協力を得て細街路のみなし道路部分を拡幅整備することにより幅員4mの道路空間を確保し防災性の向上及び住環境の改善を図る。				
対象者等	細街路に面した敷地で建築物の新築や建替え等を行う建築主及び拡幅可能な敷地の土地所有者。対象細街路延長232Km(両面)。23年度末現在84Km拡幅整備済。整備率36%。				
内容	<p>建築基準法第42条第2項に規定する幅員4m未満の道路に面した敷地に、建築物の新築や建替え等を行う際に、建築主及び土地所有者の協力を得て、既存道路の中心から2mの位置を道路境界とし、後退部分に区が側溝の設置や路面舗装を実施して拡幅整備する。</p> <p>整備の円滑化を図るための支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 助成金の交付 <ul style="list-style-type: none"> 後退用地の整地の助成（ガス・水道等の移設経費）@30,000/m² ブロック塀・擁壁の移設の助成@10,000/m すみ切り部分の整地の助成@60,000/ヶ所 後退用地にかかる固定資産税等の非課税申告手続きの代行 <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は「一般社団法人 荒川区建築設計事務所協会」に@28,350/件で業務委託 				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和59年 荒川区細街路拡幅整備要綱施行 ・昭和60年 荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱施行 ・平成2年 荒川区細街路拡幅整備を一部改正し、助成金の交付を荒川区細街路拡幅整備要綱に包含し、荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱を廃止 ・平成20、21年 指定道路図及び指定道路調書作成委託 細街路等の道路の位置・種別を明示した指定道路図の閲覧 				
必要性	建築基準法が昭和25年から施行されているが、道路中心から2m後退した部分が保たれていないのが実情であった。事業に対する法的強制力はないが、建築主や土地所有者の理解と協力を得て着実に拡幅整備が進捗しており、2項道路後退には当事業が必要不可欠である。密集地域の防災性の向上及び住環境の改善に寄与しているため必要性は高い。				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築確認事前相談時に細街路拡幅整備事業の説明をする。 2. 建築確認申請に併せて拡幅整備承諾書を受理する。 3. 建築工事完了後に拡幅整備工事を実施する。（道路課へ依頼） 4. 拡幅整備工事完了後に助成金の交付申請を受理する。 				

	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算・決算額等の推移								
予算額	33,368	31,504	110,961	110,062	33,442	33,693	32,125	
決算額（24年度は見込み）	27,401	29,722	107,415	108,104	31,700	30,056	32,125	
人件費等	21,522	21,592	21,434	20,443	22,010	21,386		
減価償却費					8,715	9,330		
【事務分担量】（%）	310	310	310	300	300	300		
合計（+ +）	48,923	51,314	128,849	128,547	62,425	60,772	32,125	
国（特定財源）	0	0	38,745	39,900	3,000	7,468	7,377	
都（特定財源）	1,393	0	0	0	0	0	0	
その他（特定財源）	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	47,530	51,314	90,104	88,647	59,425	53,304	24,748	
実績の推移								
事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
整備件数（件）	240	237	246	173	200	214	214	
整備延長（m）	2,506	2,293	2,446	1,641	1,925	2,189	2,189	
整備面積（m ² ）	1,380	1,354	1,487	849	1,111	1,280	1,280	
すみ切り整備（ヶ所）	28	34	42	33	32	32	32	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	後退用地整備助成		24,346	後退用地整備助成	23,133	後退用地整備助成
一般需用費	消耗品、印刷製本		1,044	消耗品、印刷製本	1,059	消耗品、印刷製本	1,035
委託料	後退用地非課税申告		3,749	後退用地非課税申告	3,260	後退用地非課税申告	3,927
委託料	指定道路図保守委託		2,562	指定道路図保守委託	2,573	指定道路図保守委託	2,573

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
後退用地整備率（%）		34	35	36	37	年間1%増	整備延長/整備対象道路延長両側
拡幅整備承諾率（%）		94	84	90	93	95	承諾書受理/承諾書対象件数
公共施設後退整備率（%）		72	76	77	78	80	整備延長/整備対象道路延長

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・細街路拡幅整備に対する法的強制力がないため、建築主や土地所有者の理解と協力が不可欠である。 ・密集住宅市街地整備促進事業の他に、20年度から都市防災総合推進事業が導入された。 ・既存公共施設での後退整備が遅れている。整備対象公共施設は145施設あり、その施設にかかる対象道路延長5,896mのうち4,458mが整備済である。（整備率75.5%、107施設整備済）
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区） 22区実施率：86.3% （条例10区、要綱9区）

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
建築確認申請時の他に、駐車場等の敷地所有者へも調査し、職員自らが足を運び、整備事業の趣旨を理解してもらい協力を要請していく。	建築確認申請時の他に、駐車場等の敷地所有者へも調査し、職員自らが足を運び、整備事業の趣旨を理解してもらい協力を要請していく。
密集住宅市街地整備促進事業及び防災総合推進事業が導入されているので、この事業を活用していく。	密集住宅市街地整備促進事業及び防災総合推進事業が導入されているので、この事業を活用していく。
未整備の区の公共施設については、建設・改修工事にとらわれず計画的に拡幅整備をしていく。	未整備の区の公共施設については、建設・改修工事にとらわれず計画的に拡幅整備をしていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	密集地域の防災性の向上及び住環境の改善のため重要である。

（状況）	
------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	建築指導事務	部課名	防災都市づくり部建築課	課長名	中山
		担当者名	伊藤	内線	2841
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	建築指導事務費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令等に適合しているか否かを審査及び検査するとともに、建築物が適正に建築及び維持されるように、違反建築物等の是正、発生防止等の調査及び指導をし、区民の生命健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進を図る。				
対象者等	建築物の新築、増築又は改築等を計画する建築主及び既存建築物の所有者等。				
内容	1 建築確認審査及び検査 2 許可・認定 3 建築物の監察 4 各種調査及び証明				
経過	・昭和25年5月24日 建築基準法が制定された。（11月23日施行） ・平成14年7月12日 建築基準法の集団規定に関し各種制限の緩和が図られるとともに、シックハウスに係る規制を含めた措置が講じられた。（平成15年7月1日施行） ・平成17年9～11月 アスベスト問題、建築確認にかかる構造計算書偽装事件が発生した。 ・平成18年6月21日 建築物の安全性確保を図るため、建築確認・検査の厳格化、構造計算適合性判定、指定確認検査機関業務の適正化、建築士等の業務の適正化及び罰則の強化、図書の保存等、建築基準法が改正された。 ・平成19年6月20日 改正建築基準法が施行された。 ・平成19年6月20日 構造計算適合性判定機関が認可された。（11機関） ・平成22年3月2日 建築基準法施行規則が改正された。（6月1日施行）				
必要性	建築基準法に基づく地方自治体としての基本的な事務である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	528	15,323	10,939	8,876	8,573	6,089	4,677	
決算額（24年度は見込み）	490	3,711	3,883	2,997	4,599	3,429	4,677	
人件費等	100,736	100,161	103,966	100,421	110,676	110,518		
減価償却費					42,995	46,834		
【事務分担当】（%）	1,230	1,230	1,320	1,436	1,480	1,522		
合計（+ +）	101,226	103,872	107,849	103,418	158,270	160,781	4,677	
国（特定財源）								
都（特定財源）	95	121	121	121	121	121	121	
その他（特定財源）	13,115	16,881	14,611	10,753	10,655	9,354	11,650	
一般財源	88,016	86,870	93,117	92,544	147,494	151,306	-7,094	
事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
実績の推移								
建築確認申請数（区）	240	205	195	141	138	122	122	
建築確認申請数（民間確認機関）	401	332	336	357	491	531	531	
違反件数	116	89	83	87	61	33	33	
証明発行件数	2,060	2,351	1,868	2,345	2,076	2,047	2,047	
閲覧件数	1,417	1,938	2,061	2,351	3,322	3,656	3,656	
構造計算適合性判定件数		14	16	9	14	9	9	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
	一般需用費	消耗品購入(図書等)	286	消耗品購入(図書等)	320	消耗品購入(図書等)	363
	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	145	特定行政庁団体賠償責任保険料	91	特定行政庁団体賠償責任保険料	91
	委託料	特定建築物定期報告等委託	1,352	特定建築物定期報告等委託	1,271	特定建築物定期報告等委託	1,790
		構造計算判定委託	2,701	構造計算判定委託	1,656	構造計算判定委託	2,342
	使用料及び賃借料	建築行政共用データベース利用料	115	建築行政共用データベース利用料	91	建築行政共用データベース利用料	91

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
	完了検査実施率	81%	82%	82%	83%	85%	検査済件数 / 確認申請件数

(問題点・課題)	<p>1 平成17年に起きた構造計算書偽造事件を契機として、建築基準法を始め建築物の安全確保を図るための法律が改正された。その内容は、建築確認・検査の厳格化、指定確認検査機関の業務の適正化、建築士等の業務の適正化及び罰則強化等で、適正な執行が求められる。</p> <p>2 建築行政に対する区民の信頼性の回復を図る必要がある。平成19年6月以降は、構造計算適合性判定機関が認可され、構造計算のダブルチェックを行うなど建築確認の厳格化が図られたが、確認業務に時間がかかるため、確認業務の円滑化が課題となっている。平成22年6月施行の建築基準法施行規則の改正に伴い、区が新たに策定する「建築安全マネジメント計画」に基づき、確認審査事務の一層の迅速化を進めていくことが求められている。</p>
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
建築物の安全確保を図るため、建築確認済証の交付時、建築主等に完了検査を受けるよう、前年に引き続き啓発文書を配布する。	完了検査の実施率が高くなることにより、法令に適合した建築物が増加し、安全性の高い街づくりが進むことから、指定確認検査機関等との連携を図りながら、建主に働きかけていく。
建築確認等の受付体制を充実強化し、受付台帳等の電子化等の促進を図るとともに、各種の問い合わせに迅速に対応できる体制の確保を目指す。	建築行政に対する区民へのサービスの充実を図るため、建築確認等の区民の建築に対する問い合わせに、迅速で的確に対応する体制を構築する。
指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関との連携体制等の強化について検討する。	指定確認検査機関や指定判定機関との更なる連携を図り、建築行政に対する区民の信頼性を高めていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	区民の生命、健康、財産の保護を図るために、建築物の安全性を確保することは重要であり、地方公共団体における基本的な事務である。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	応急危険度判定員制度	部課名	防災都市づくり部建築課	課長名	中山
		担当者名	杉山	内線	2847
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	応急危険度判定費(01 02 01)				
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	7 年度	根拠	東京都被災建築物応急危険度判定要綱、荒川区被災建築物応急危険度判定要綱、東京都防災ボランティアに関する要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯の街づくり[11]			
	施策	災害時における体制の強化[11-01]			
目的	震災により被災した区内建築物の使用の可否をいち早く判定し、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、区民の安全を確保することを目的とする。				
対象者等	震災により被災した区内建築物				
内容	<p>震災発生時、応急危険度判定員が区内被災建築物等の被害状況を調査し、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる建築物の危険性の有無・程度を判定し、建築物に表示し、二次災害の防止、区民の安全の確保を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 東京都被災建築物応急危険度判定員（以下、「判定員」という。） 建築士法に定める建築士で、東京都主催の講習を受講し、東京都防災ボランティアとして登録された者（区在住または在勤の判定員167名 うち、区職員36名） 荒川区被災建築物応急危険度判定委員会（以下、「区判定委員会」という。） 区在住または在勤の判定員により組織され、連絡訓練を行う会(会員71名) 被災建築物応急危険度判定実施本部 区災害対策本部内に建築課長を「本部長」として設置し、判定結果を取りまとめる <p>区の被災状況が著しく、自力での判定活動が困難な場合、東京都に支援を求める 判定員数等は、平成24年3月現在</p>				
経過	<p>平成13～23年度 年1回区判定委員会を実施 平成15、16年度 東京都の模擬判定実施訓練に参加 平成16年10月 新潟県中越地震において判定員として区職員派遣（1名） 平成19年 7月 新潟県中越沖地震において判定員として区職員派遣（1名）</p>				
必要性	震災時、被災した建築物が余震により生じる倒壊等の二次災害から区民の安全を確保するため、本制度の必要性は非常に高い。実施体制及び判定技術の向上を図り、震災時、迅速かつ確実に応急危険度判定を実施するため、本制度は必要不可欠である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	32	32	32	32	32	32	32	
決算額（24年度は見込み）	6	6	5	3	3	3	32	
人件費等	1,708	2,562	2,541	2,443	2,616	2,541		
減価償却費					872	933		
【事務分担量】（%）	20	30	30	30	30	30		
合計（+ +）	1,714	2,568	2,546	2,446	3,491	3,477	32	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	1,714	2,568	2,546	2,446	3,491	3,477	32	
実績の推移	事項名							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	区判定員会総会出席者	40	40	25	20	19	22	30

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬費	判定員総会講師謝礼	0	判定員総会講師謝礼	0	判定員総会講師謝礼	26
	食糧費	判定員総会賄	3	判定員総会賄	3	判定員総会賄	6

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
標	区判定員会会員数	73	70	80	90	100	最終目標100名

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・震災時、迅速かつ確実な判定活動が実施できるよう模擬訓練等により、区判定員会の体制を強化する必要がある。 ・震災時、迅速かつ確実な判定活動が実施できるよう、平常時から会員の応急危険度判定技術の向上を図る必要がある。 ・震災時、被災する建築物が広範囲に及ぶ可能性があり、区在住・在勤の判定員のみでは対応できない可能性があるため、他地域からの応援依頼及び受入体制を確立しておく必要がある。 ・転居・転勤により区判定員会から退会者がいる一方、新規入会者は少なく、また会員の高齢化も進んでいる。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
模擬訓練等により判定員相互の連携強化や、区主催震災訓練等で判定活動を実施し、本制度を区民に周知するとともに、制度の問題点を洗い出す。	区判定員会の更なる体制強化を図り、震災時における確実で迅速な判定を実施できる体制の構築をめざす。
年1回の総会において、専門家の講演を含んだ講習会等を実施し、区判定員の技術の向上を図る。	日本大震災での応急危険度判定における課題・問題点を踏まえて、区判定員個々の判定技術の向上をめざす。
新たに東京都防災ボランティアに登録した区在住・在勤の判定員に対し、区判定員会への入会を促す。	平成25年度の目標である区判定員会会員数100名体制を構築し、余震時の二次災害を防止と区民の安全を確保をめざす。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	連動型大規模地震の切迫性が叫ばれる今、余震時の二次災害を防止し、区民の安全を確保を図るため、引き続き継続して取り組む必要がある。

(議会要旨)	
--------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	荒川区耐震改修促進計画の推進	部課名	防災都市づくり部建築課	課長名	中山
		担当者名	伊藤	内線	2841
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）					
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠 法令等	建築物の耐震改修の促進に関する法律	
終期設定	有 無	27 年度			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価 事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	区内の建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高め、震災から区民の生命及び財産を守ることを目的とする。				
対象者等	新耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建てられた住宅、民間特定建築物（不特定多数の者が利用する建築物）、防災上重要な公共建築物				
内容	1 対象区域 荒川区全域 2 計画の内容 耐震化の目標 ・住宅 90% ・民間特定建築物 90% ・防災上重要な公共建築物 100% 耐震化の取組み方針 耐震化にかかる総合的な施策の展開 3 計画の期間 都の耐震改修促進計画と併せ、平成20年度から平成27年度の8年間				
経過	・平成19年6月 計画策定のための策定委員会を設置 ・平成19年7月 第1回の策定委員会を開催、検討の開始 ・平成20年4月 計画の素案を決定、都に同意を求める ・平成20年5月 都の同意を受ける ・平成20年5月 庁議等の決定を受け、「荒川区耐震改修促進計画」を決定する。 ・平成20年5月 建設環境委員会報告				
必要性	都は防災会議による被害想定を半減を目指し、平成19年3月に東京都耐震改修促進計画を策定した。区は、区民を震災から守るため、区内の建築物の耐震化を促進するための計画である。 国・都の耐震関連補助金は、平成20年度より本計画に位置づけられたものが対象とされている。財源を確保し、荒川区における耐震改修を円滑に促進するためにも本計画が必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	-	-	-
	決算額（24年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-
	人件費等	-	1,708	847	407	436	423	
	減価償却費					145	156	
	【事務分担当】（%）	-	20	10	5	5	5	
	合計（+ +）	0	1,708	847	407	581	579	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	1,708	847	407	581	579	0
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
標	住宅の耐震化率	77	78	80	81	82	耐震性のある住宅戸数/全体住宅戸数（27年度目標90%）
	民間特定建築物の耐震化率	84	84	84	86	88	27年度目標90%
	防災上重要な公共建築物の耐震化率	91	92	94	95	97	27年度目標100%

（問題点・課題 指標分析）	耐震改修促進計画で定めた目標の耐震化率を達成するためには、普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実だけでは目標の達成は困難なため、施策の充実について検討していく必要がある。					
	平成21年度実績		平成22年度実績		平成23年度実績	
	耐震診断28件(木造)	耐震診断 3件(非木造)	耐震診断34件(木造)	耐震診断 1件(非木造)	耐震診断72件(木造)	耐震診断 6件(非木造)
	耐震設計 4件(木造)	耐震設計 2件(非木造)	耐震設計 2件(木造)	耐震設計 1件(非木造)	耐震設計 2件(木造)	耐震設計 1件(非木造)
	耐震補強 2件(木造)	耐震補強 2件(非木造)	耐震補強 1件(木造)	耐震補強 1件(非木造)	耐震補強 2件(木造)	耐震補強 0件(非木造)
耐震建替 6件(木造)	耐震建替0件(非木造)	耐震建替10件(木造)	耐震建替0件(非木造)	耐震建替43件(木造)	耐震建替 1件(非木造)	
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）					

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
耐震化にかかる啓発、建物所有者への指導、耐震改修に対する支援策を確立する。	特定緊急輸送道路沿道建物等の非木造の建築物の耐震化を推進する体制の構築を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	区内の建築物の耐震化を促進し防災性の向上を図るため、本促進計画の必要性は高い。

議 会 要 旨	
------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	ブロック塀等改修助成事業	部課名	防災都市づくり部建築課	課長名	中山
		担当者名	加藤	内線	2847
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	ブロック塀等耐震改修促進事業費（01-11-04）				
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	21 年度	根拠	荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	道路等に面し、震度5強程度の地震により倒壊するおそれがある危険なブロック塀等の改善にかかる費用を助成する制度を確立することで、地震時の安全性を高め、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。				
対象者等	危険度D（平成20年度の実態調査結果）のブロック塀等の所有者・管理者等（平成23年度末時点：199件）				
内容	<p>震度5強程度の地震により倒壊の恐れがある危険なブロック塀等の改修を促進し、通行人等の地震時の安全性を向上させる。</p> <p>1 改修助成制度 助成額：撤去費用の3分の2、但し1m当たり6,000円を上限とする。</p> <p>2 普及啓発活動 助成制度の対象となるブロック塀等の所有者・管理者に対し普及啓発活動を行う。 方法：戸別訪問形式</p> <p>平成20年度調査結果概要[（財）全国建築コンクリートブロック工業会基準による。]</p> <p>危険度A 2,386件（53.6%）安全である。 危険度B 1,258件（28.3%）一応安全である。 危険度C 575件（12.9%）注意を要する。 危険度D 234件（5.2%）危険である。</p>				
経過	<p>平成20年度 ブロック塀等の実態調査</p> <p>平成21年7月 荒川区ブロック塀等の改修助成金交付要綱策定 事業実施</p> <p>平成21年7月～9月 ブロック塀等の改修促進業務委託実施</p> <p>平成22～23年度 職員による普及啓発活動実施</p>				
必要性	大規模な地震時にブロック塀等が倒壊し、通行人等に危害を及ぼすことがないように道路に面する危険なブロック塀等を早急に改善する必要がある。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>助成金交付事務：直営 普及啓発活動：直営</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額			6,460	5,188	2,056	928	928	
決算額（24年度は見込み）			6,195	422	128	158	928	
人件費等			847	2,443	2,616	2,541		
減価償却費					872	933		
【事務分担量】（%）			10	30	30	30		
合計（+ +）	0	0	7,042	2,865	3,616	3,632	928	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	7,042	2,865	3,616	3,632	928	
実績の推移	事項名							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
相談件数				21	14	36	36	
改善件数（うち助成件数）				15（3）	9（1）	32（3）	32（3）	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託費	事業PR委託	0	事業PR委託	0	事業PR委託	325
	補助費	補助金	128	補助金	158	補助金	600
	消耗品費	消耗品費（ﾌﾗｼﾞ代）	0	消耗品費（ﾌﾗｼﾞ代）	0	消耗品費（ﾌﾗｼﾞ代）	3

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 （見込み）	目標値 （25年度）	
標	危険なブロック塀の改善率（数）（％）	6	10	24	30	40	改善されたブロック塀数/危険なブロック塀数（234箇所）×100
	危険なブロック塀の改善率（長さ）（％）	10	15	30	35	40	改善されたブロック塀延長/危険なブロック塀延長（2,410.9m）×100

（問題点・課題分析）	<p>・首都直下型地震が高い確率で発生すると予測されているため、危険なブロック塀等の改修は早急を実施する必要がある。そのため、助成内容について適宜見直しを行い、また、普及啓発を確実にを行うことにより、改修工事への誘導を図る。</p> <p>・狭あい道路等に面するなど、建物建替え時でないこと撤去、改修が困難なブロック塀等が多く、改善が進まない原因の一つとなっている。</p>
他区の実況	<p>（実施 2 区 未実施 1 区）2ブロック他区の実況</p> <p>実施区 文京区：通学路が対象、生垣助成、細街路整備に併せて実施 台東区：高さ1.2mを超える塀、工事費の1/2（上限15万円）を補助</p>

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
危険なブロック塀等の撤去のみではなく、補強方法を含めた総合的な普及啓発を行う。また、東日本大震災による損傷状況を加味し、助成対象範囲などを再検討する。	平成20年度の調査による危険度Dのブロック塀だけでなく、東日本大震災により損傷を受けたブロック塀等も助成対象範囲とする。
生垣造成助成、細街路拡幅整備事業との連携した相互事業PRを行う。	リーフレット、ホームページを更新し他の事業との関連についてもより具体的に盛り込む。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	震災時における通行人等の安全性の確保のために本事業の必要性は高い。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	老朽空家住宅除却助成制度	部課名	防災都市づくり部建築課	課長名	中山
		担当者名	加藤	内線	2847
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	老朽空家住宅除却助成事業費（01-11-05）				
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	24年度	根拠	荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱	
終期設定	有 無	26年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	危険な老朽空家住宅の除却に係る経費の一部を助成することにより、大地震時の安全性を向上させ、安全で安心して住める災害に強い街づくりを推進することを目的とする。				
対象者等	危険な老朽空家住宅の所有者（個人又は中小企業） 不動産販売、不動産貸付又は駐車場業等を営む方が業務のために行う除却は、対象外				
内容	1 助成建築物 ・1年以上使用されていないことが確認できること ・住宅部分の面積が2分の1以上あること ・昭和56年5月31日以前に建築されていること ・区の現場調査等により倒壊等のおそれがあると診断されたこと 2 助成額 危険な老朽空家住宅の除却に要する費用の3分の2（限度額100万円） 3 助成の流れ（参考） （1）【所有者】申請書を区に提出 （2）【区】交付決定通知書を所有者に交付 （3）【所有者】危険な老朽空家住宅の除却を実施 （4）【所有者】除却完了報告書と請求書を区に提出 （5）【区】助成金を所有者の口座に振り込み				
経過	平成24年5月1日 荒川区老朽空家住宅除却助成金交付要綱策定及び制度実施				
必要性	倒壊や瓦の落下、外壁の崩落など、危険な老朽空家住宅が引き起こす被害から区民等を守るために必要であり、大地震が近々に発生すると予想されていることから緊急性も高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	-	-	20,900
	決算額（24年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	20,900
	人件費等	-	-	-	-	-	-	-
	減価償却費	-	-	-	-	-	-	-
	【事務分担当】（%）	-	-	-	-	-	-	-
	合計（+ +）	0	0	0	0	0	0	20,900
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	20,900	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	相談件数							30
	現場調査件数							25

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					現場調査	900
	補助金					除却費助成金	20,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
	危険な老朽空家住宅の除却棟数	-	-	-	20	40	累計

(問題点・課題分析)	
他区の実況	（実施 3 区 未実施 19 区） 実施区 台東区、足立区、葛飾区

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	大規模地震による建物倒壊等から区民の生命と財産を守るため、必要性は高い。

(議会議決要旨)	平成23年第2回定例会 空地・空家等適正管理に関する条例の制定について
----------	-------------------------------------